令和元年度

大網白里市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

大網白里市監査委員

監 第 1 7 2 号 令和 2 年 8 月 7 日

大網白里市長 金坂 昌典 様

大網白里市監査委員 古川 光夫 同 岡田 憲二

令和元年度大網白里市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の 提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度大網白里市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この健全化判断比率及び資金不足比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、比率が適正に算定されているかなどを主眼に、審査に付された書類と算定根拠資料との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

2 審査の期間

令和2年7月29日から令和2年8月7日まで

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりである。

(1) 健全化判断比率

(単位:%、ポイント)

区分	令和元年度	平成30年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	_	_	_	13.39	20.00
②連結実質赤字比率	_	_	_	18.39	30.00
③実質公債費比率	8. 2	7. 6	0.6	25.0	35.0
④将来負担比率	86.1	79.9	6. 2	350.0	

- ※ 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されない場合は 「一」を記載している。
- ※ 「早期健全化基準」とは、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれか が基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。
- ※ 「財政再生基準」とは、国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率 を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、令和元年度の実質赤字比率は、赤字が生じていないため、良好な状態と認める。

(算定式)

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率であり、令和元年度の連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため、良好な状態と認める。

(算定式)

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものであり、令和元年度の実質公債費比率は、8.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り健全な状態と認める。

(算定式)

実質 (地方債元利償還金・準元利償還金・準元利償還金に) (地方債元利償還金・準元利償還金) - 特定財源 + 係る基準財政需要額算入額 公債費= 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 比率

実質公債費比率	内訳(単年度)			
(3か年平均)	令和元年度	平成30年度	平成29年度	
8. 2	9. 11	7.88	7.84	

[※] 実質公債費比率(単年度)は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、 小数点以下第3位を四捨五入して表記した。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、令和元年度の将来負担比率は、86.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り健全な状態と認める。

(算定式)

(2) 資金不足比率 (単位:%)

区 分	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
ガス事業会計	_		20.0
病院事業会計	_	_	20.0
公共下水道事業特別会計	_	_	20.0
農業集落排水事業特別会計	_	_	20.0

[※] 資金不足額がない場合には、「一」を記載している。

^{※ 「}経営健全化基準」とは、自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上 である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、 ガス事業会計、病院事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計 の資金不足比率については、資金不足額がない良好な状態と認める。

(算定式)

資金不足比率賞金不足額**1事業の規模**2

※1 資金不足額

地方公営企業法適用企業(ガス事業会計、病院事業会計)の場合

・資金不足額= (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 -流動資産) -解消可能資金不足額

地方公営企業法非適用企業(公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計)の場合

・資金不足額= (歳出総額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 -歳入総額) -解消可能資金不足額

※2 事業の規模

地方公営企業法適用企業(ガス事業会計、病院事業会計)の場合

・事業の規模=営業収益-受託工事収益

地方公営企業法非適用企業(公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計)の場合

・事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

4 むすび

令和元年度の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準をいずれも下回る結果であったが、現下の厳しい財政状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政運営が行えるよう職員一丸となって、財政健全化に向けた緊急的な取り組みを着実に推進し、財政運営の確立を目指し努力されたい。